

職員の紹介
このたび、次のとおり異動がありました。
八月三十一日付(退職)
清水 孝子(企画課長)

# 広報こうた

No.176 昭和43年9月1日

## 9月当直医日割表

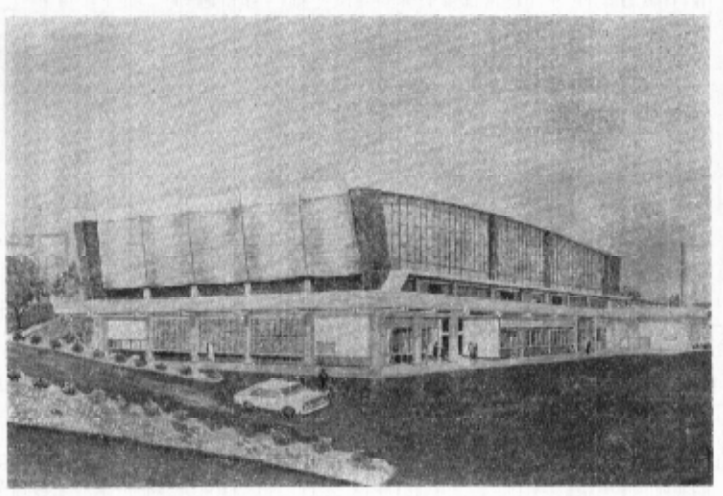
1日	神谷 院	電話212
8日	浅井 院	10
15日	鈴木 院	20
22日	上田 院	52
23日	鴨田幸田診療所	151
29日	神谷 院	212

発行 額田郡幸田町  
編集 幸田町企画室  
印刷 あいろう印刷

## 来春完成

### 幸田中学校屋内体育館 建設工事進む

幸田町中央公民館



〔完成予想図〕

さきにお知らせしましたように本年度の大事業である。幸田中学校屋内運動場および幸田中央公民館の建設工事は5月27日に着工され昭和44年1月31日に完成を目標に着々とすすめています。そして完成後は幸田町民の体育文化の殿堂として、町民のみなさんに活用していただけることと関係者一同大はりきります。この幸田中学校屋内運動場および幸田町中央公民館建設工事のあらましは次のとおりです。

・建設地	幸田郡幸田町大字蓋池黒方78番地(役場前)	結婚式場、食堂、5つう房和室、講習室、講義室、ホール、視聴覚教育室、控室(団体事務室、郷土資料室)読書室、事務室、管理室ほか。
・敷地面積	4,516平方メートル	2、3階(屋内運動場)1,943.87平方メートル
・建物構造	鉄筋コンクリート3階建	教習場、ステージ、控室、教習室、会議室、器具庫、テラスほか。
・建築面積	総面積3,686.18平方メートル	付属設備 322.67平方メートル
		機械室、製衣、シャワー室、お手洗、プロパン庫ほか
		・工事費 総工費 155,800,000円
		・建築工期 昭和43年5月27日～昭和44年1月31日
		・設計監理 下野一級建築事務所
		・請負人 欠作建設株式会社

## 旧軍人恩給 加算恩給、扶助料の請求について

加算恩給、扶助料の請求については以前恩給の請求をされて在職年数がみたきながら、若しくは次のように加算が認められるようになり、加算して恩給の請求をすべき者には普通恩給の請求をしていただくようにお願いいたします。

①加算恩給の種類(加算)

②加算恩給の請求方法

③加算恩給の請求時期

④加算恩給の請求書類

⑤加算恩給の請求時期

⑥加算恩給の請求書類

### 秋の大掃除実施

秋の大掃除のシーズンがやってきます。家庭で大掃除を実施し、清潔で明るく健康な生活環境を作りましょう。今回は左記の場所を特別に掃除いたしますので、ぜひご参加ください。

月日	曜日	区	名
九・五	月	上六	六美、朝山
九・六	火	新田、水野、三笠	
九・七	水	岩瀬、横濱	
九・八	木	西谷、幸田、狭	
九・九	金	通川、高力、大草	
九・一〇	土	鷲野、野島、須美	
九・一一	日	飯崎、久保、長瀬	

### 七十歳になったら 老令年金の請求をしましょう

老令年金は全額国の負担により支給されます。請求するときは、その支給を受ける人が70歳に達したとき、または70歳に達したときから前年の所得が20万円未満であることが条件です。

### 青年と婦人の交歓会

九月八日に開催  
若くてエネルギーあふれる青年等と婦人との交歓を目的として、九月八日に青年と婦人の交歓会を開催します。

### 女子自衛官(二等陸士)募集

募集人員 四十七名  
試験科目 中学校卒業程度の学力について行う筆記試験(国語、算数、社会、理科、英語)と面接試験。

### 無縁(墓)の改葬について

清見町内中野地区の無縁(墓)の改葬の進捗状況についてお知らせいたします。



無縁(墓)の改葬について  
清見町内中野地区の無縁(墓)の改葬の進捗状況についてお知らせいたします。

# 昭和四十三年度

## 住宅統計調査にご協力を!!

十月一日には、全国的な規模で住宅統計調査が行なわれ、住宅の現状、住宅需要の増減なども重要な統計をつくるための調査で、互に協力して行なわれており、今回は第五回目にあたります。

この調査によって、わが国の各都府、各地域の住宅の現況が明らかになり、その結果は、国や都道府県などが立案、実施する住宅建設、都市再開発、地域計画、調査機関などの資料として用いられます。

この調査の実態について、みなさまのご協力をお願いいたします。

**【調査のねらい】**

日本の住居の現状は、いかに変化しています。とくに最近では、住宅用地や中古買取り、パートの建設が盛んに行なわれ、住宅の態様や一人あたりの喜ばし、しだいに改善されてきています。しかし、人口の都市集中が激しいこと、世界の細分化の傾向のため、住宅の質はいいとしてつづいていますが、都市では、狭小通車居住、高層、家賃、過剰な通車、住宅設備の不備など困っている世帯が少なくありません。

**【調査のしくみ】**

この調査は住宅の国勢調査に定めたものですが、全国の住宅を調査するには非常に多くの労力や費用を必要とします。そこで、基本調査の方法によって調査することとしています。すなわち、この調査は、くじがけの方法によって全国からいろいろ

### 結婚のトラブルは 家庭裁判所へ

将来結婚しようという男女間の約束を締結していますが、その締結がまとまり、結婚後の新生活を営んで、若くして離婚をしていくなかで、突然相手から婚約解除の申出を受けなければならない場合があります。こんな場合からいって、相手方がたがいに結婚を強制的にできるかどうか、もし強制的でないとしても、せめて損害賠償や慰謝料がとれるものか、色々々と法律上の問題が生じてまいります。

婚約について民法には何の規定もありませんが、正当な婚約が法律上保護されることは申し上げまでもありません。婚約者は誠意をもって約束を守り、将来結婚を成立させるようお

互いに努力する義務があります。しかし財産上の約束のように法律で強制して無効に結ぶべき場合にはありません。そこで、正当な理由がないのに婚約を破った者は婚約不履行の責任、すなわち相手方のうけた損害を賠償する責任を負うことになるのです。

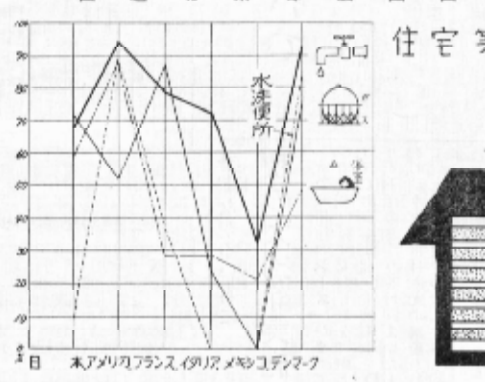
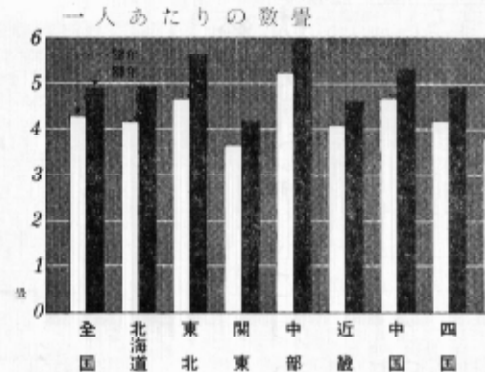
賠償の額は婚約の費用、仲人への礼金、無職になった支度などの財産的損害だけでなく、精神的損害(慰謝料)をも含みます。また通常の賠償、受取った額は返還しなければなりません。

一口に婚約の破棄とか不当解除と申ししますが、具体的な問題に異なります。責任はどのようにあるか、損害額はいくらか、とく

また、農村でも、住宅の老朽化、住宅設備の不備など種々の住宅問題をかかえておられます。このようなさまざまな住宅事情を踏まえて、住宅水準の地域別あるいは世帯の種類の別を明らかにする統計を作成するのが、この「住宅統計調査」のねらいです。

**【調査する事項】**

住居の種類(別荘など)、別荘の時期、敷地面積の程度、住宅の構造(戸建、共同住宅)、専用、併用、木造、非木造、階数、住宅の広さ(室数、畳数、敷地面積)、建築、建てかえ、世帯人員、家族、間代、収入、世帯主の年齢、職業、通勤時間、住居の移動、住居のしくみ。



かたに調査員をお願いしており、調査は十月一日現在で、全国一斉に行なわれます。調査員のかたは、十月一日前に関当区域の各世帯に「調査票」をくばり、十月一日後に再び各世帯を訪問し、世帯

かたに調査員をお願いしており、調査は十月一日現在で、全国一斉に行なわれます。調査員のかたは、十月一日前に関当区域の各世帯に「調査票」をくばり、十月一日後に再び各世帯を訪問し、世帯

### 昭和43年度雇用促進融資 第二次募集業務の取扱について

(一)融資計画について  
昭和四十三年度第二次募集計画は次のとおりとする。

労働者住宅 四百五十万円  
福祉施設 五十万円  
事業内職業訓練施設 三十万円  
通年雇用施設 六十三万円  
身体障害者作業施設 七万円  
施設 六百万円  
計 六百万円

(二)労働者住宅、福祉施設及び事業内職業訓練施設については、昭和四十三年九月二日(十月三十一日)まで

(三)通年雇用施設及び身体障害者作業施設については、昭和四十三年九月二日(十月三十一日)まで

(四)労働者住宅、福祉施設及び事業内職業訓練施設については、昭和四十三年九月二日(十月三十一日)まで

(五)労働者住宅、福祉施設及び事業内職業訓練施設については、昭和四十三年九月二日(十月三十一日)まで

に精神的苦痛をいやす金額(つまり慰謝料)の算定などなかなかむづかしいところがあります。不幸にしてこのような問題でお悩みの方は、不当な解決によって面をのちに残さないよう、まず家庭裁判所の相談室を利用されるのがよいでしょう。相談室では無料ですべてのご相談に応じており、とくに月曜日と入居日の夜間六時から八時までは、相談員が待機しておられるので、相談員が待機しておられます。またお電話でお問い合わせいただけます。

なお各都府県家庭裁判所(支庁)は、労働者住宅、福祉施設、事業内職業訓練施設、通年雇用施設、身体障害者作業施設、施設、六百万円、計、六百万円、昭和四十三年九月二日(十月三十一日)まで、その融資率は中小企業法第九〇

### 敬(老)の日(よ)せて

九月十五日は「敬老の日」です。日常生活に反映させ敬老の幸せをこの日は、ひろく国民のひとりひとりが、老人の健康についての関心と理解を深めるとともに老人が目の前の生活上に努める意欲を育めるよう期待される日です。この意義深い「敬老の日」を起點として老人福祉問題が全国的に展開され、政府の各府省が老人福祉の推進を目的とした各種の行事が行なわれます。

こうした運動をわたくしたちの多岐内、その他の事業主(大企業)の場合には七〇%以内又は八〇%以内です。

中小企業 年六分五厘  
大企業 年七分

労働者住宅 三十万円以内  
防火施設 二十万円以内  
その他 十八万円以内

防火施設 二十万円以内  
その他 十五万円以内

身体障害者作業施設  
防火施設 二十万円以内  
その他 十五万円以内

入賞金 五年以内

身体障害者作業施設  
防火施設 二十万円以内  
その他 十五万円以内

入賞金 五年以内

身体障害者作業施設  
防火施設 二十万円以内  
その他 十五万円以内

入賞金 五年以内

### 亡母の香奠を寄贈

八月二十一日山田 元氏 西谷区)から亡母が、生前多くのかたから大層お世話になりましたので、そのお礼に市内で生活に困っていたかたに香奠のなから香奠万札を寄贈したいと、山田氏の意思にそって、八月二十一日(水)午前中、九月二十五日(水)午後二時、山田氏ご遺族センターに寄贈いたします。

ここに紙上をかき、厚くお礼申し上げます。

### 心配ごと相談日

今月の心配ごと相談日は次のとおりです。どんな問題でも結構です。お気軽にご利用ください。

九月十一日(水)午前中  
九月二十五日(水)午後二時

山田氏ご遺族センター

募集種別	募集内容	募集期間	募集金額	募集回数	募集回数	募集回数	募集回数	募集回数	募集回数
労働者住宅	労働者住宅	昭和四十三年九月二日(十月三十一日)まで	四百五十万円	1	1	1	1	1	1
福祉施設	福祉施設	昭和四十三年九月二日(十月三十一日)まで	五十万円	1	1	1	1	1	1
事業内職業訓練施設	事業内職業訓練施設	昭和四十三年九月二日(十月三十一日)まで	三十万円	1	1	1	1	1	1
通年雇用施設	通年雇用施設	昭和四十三年九月二日(十月三十一日)まで	六十三万円	1	1	1	1	1	1
身体障害者作業施設	身体障害者作業施設	昭和四十三年九月二日(十月三十一日)まで	七万円	1	1	1	1	1	1
施設	施設	昭和四十三年九月二日(十月三十一日)まで	六百万円	1	1	1	1	1	1
計	計		六百万円						